

平成23年度 後期高齢者医療保険料・国民健康保険税

特別徴収の方は4月から仮徴収が始まります

後期高齢者医療保険料または国民健康保険税が特別徴収（年金天引き）の方は4月から平成23年度分の徴収が始まります。
 （平成23年1月31日までに、納付方法を普通徴収に変更の手続きをした方を除きます）

□保険料（税）の特別徴収の方法

新しい年度になってしばらくは、保険料の算定の基になる市民税の課税、非課税の別や、所得金額が確定しないため、年間の保険料額を決定することができません。

このため、年金から保険料が天引きされる方は、4月・6月・8月分を仮徴収として平成23年2月分と同額を暫定で年金から天引き、10月分以降で1年間分の調整をします。

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の特別徴収の方法

納付月

4月
6月
8月
10月
12月
2月

- 平成23年2月に特別徴収（年金天引き）された方はその金額と同額を徴収します。
- 初めて特別徴収される方は、平成21年中の所得金額等を基に仮の保険料を算定して、その2分の1の金額を徴収します。

- 平成22年中の所得金額等を基に、今年度の保険料を本算定して、すでに納付された仮徴収額との差額を徴収します。

□特別徴収から口座振替への変更

変更の申請手続きはいつでもできます。ただし、特別徴収の中止は手続きの日によって変わりますので、お尋ねください。

○普通徴収（納付書や口座振替での納付）の方は、6月からの納付となります。

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎75-2159

議会
市定

平成23年度当初予算など可決

多久市議会3月定例会が3月3日から23日までの21日間の会期で開かれ、26の議案等について審議・可決されました。主なものは次のとおりです。

▼平成23年度一般会計予算

歳入歳出総額は、104億5千万円で、前年度当初予算と比較して7億4千万円、7.6%の増となりました。
 （2～5ページをご覧ください）

▼平成22年度 多久市一般会計 補正予算（第5・6号）

諸事業費の確定と執行見込みにより、1億7千653万1千円の減額補正を行いました。平成22年度予算の歳入歳出総額は、103億3千9

▼多久市議会基本条例

議会および議員の活動原則を明確にし、市民の負託にこたえ、信頼される議会を築くために制定した条例で、年一回以上市民に対する議会報告会を開催するように規定されています。

平成23年度の国民年金保険料が引き下げられました

- 国民年金保険料が、平成23年4月分から月額15,020円（80円引き下げ）になりました。
- 保険料はお支払方法により、おトクな割引制度が設定されています。
 - 平成23年4月分から翌年3月分までの保険料を前納する場合
180,240円→177,040円（3,200円割引）
 - 平成23年4月分から10月までの半年分の保険料を前納する場合
90,120円→89,390円（730円割引）

保険料の納付書は、日本年金機構から4月上旬に発送されます。「1年前納用」「半年前納用」があわせて同封されていますので、ご希望の納付書を選んでお支払いください。

また、毎月納付を希望する方は、お支払い忘れない口座振替をおすすめします。

■問い合わせ

佐賀年金事務所 ☎31-4191
 多久市 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159